

令和8年10月1日

求職活動等を行う皆さまへ

公益財団法人鳥取県文化振興財団

当財団では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

【求職活動等における当財団のルール】

1 当財団では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

2 面接（採用試験）に関するルール

時 間：受験案内に記載する審査日程で、当財団が指定する時間

場 所：受験案内に記載する試験地で、会議室等の当財団が指定した場所

実施体制：面接（採用試験）は必ず複数人で実施するなど、当財団が認めた体制で行います。

連絡手段：やり取りには求職者等から指定のあった住所への通知、電話、又は当財団が指定する就職支援サービスのみを使用します。（注1）

3 面談（採用試験以外）（注2）に関するルール

時 間：9：00～17：00の間で、当財団が指定する時間

場 所：会議室、打ち合わせスペース、執務スペース等、当財団が指定した場所

実施体制：面談は複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、当財団が認めた体制で行います。

連絡手段：やり取りには求職者から指定のあった E-mail、電話、又は当財団が指定する就職支援サービスのみを使用します。（注1）

【相談窓口について】

当財団の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口（注3）までご連絡ください。

ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口（注3）

・事務局 賀戸（かど） 電話番号 0857-21-9011 メールアドレス kado@tottori-caf.or.jp 【女性】

・事務局 有澤（ありさわ） 電話番号 0857-21-9011 メールアドレス arisawa@tottori-caf.or.jp 【男性】

注1）職員の場合は、当財団のメールアドレスの使用も可とします。

注2）当財団が採用試験以外の面談の必要があると認めた場合、オンラインでの開催も考えられます。

注3）相談窓口の担当者は、採用選考の判断に影響を与えない者を指定しています。